

互助組合説明

～広島県の互助組合員の方へ～

- 第1 退職時給付金等の手続
- 第2 退職後の互助制度
- 第3 退職後に有期職員（再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、非常勤職員）となられる方の互助組合の加入等

この説明は、県の互助組合に加入されている方を対象としています。
互助組合から大きく4点について説明します。

退職又は任用期間の終了により互助組合を退会される皆様への説明内容の概要

項目	対象者	内容等	詳細説明のページ
退会給付金	一部を除く退会する全員	令和6年4月30日までに「㊤退会給付金請求書」を提出してください。	P4～P6
給付金振込口座	退会する全員	令和6年9月末日まで、振込に指定された口座は解約しないでください。	P7
貸付金の償還	未償還のある組合員	原則、退職手当から控除します。 一括償還を希望する場合は、令和6年1月末日までに「一括償還申出書」を提出してください。	P8～P10
退職医療制度への加入	退職医療制度への加入を希望する組合員	令和6年4月30日までに「㊤退職医療組合員申出書」を提出してください。	P11～P22
現職制度への加入	現職制度への加入を希望する方	任用の日から20日以内に「㊤加入申込書」を提出してください。	P23～P28

- ※ 詳細説明ページを必ず確認してください。
- ※ 書類の提出期限は、互助組合必着です。
- ※ 詳細説明ページをみて、不明点があれば、お問合せください。

2

退職又は任用期間の終了により互助組合を退会される皆様への説明内容の概要です。

詳細説明のページを必ず確認してください。

第1 退職時給付金等の手続



一般財団法人広島県教育職員互助組合

第1 退職時給付金等の手続

1 退職時の給付金の請求手続

互助組合員の方は、「**互退会給付金請求書**」を提出してください。

様式は、互助組合のホームページからダウンロードして御使用ください。

- ① 「**県費の臨時的任用職員、任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員、非常勤職員**」及び「**市町費で、組合員証番号の1桁目が「L」又は「Q」の方**」は提出不要です。
- ② ①を除く方は、**退職後に再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、非常勤職員として勤務される場合も必ず提出してください。**

	項目	給付額	提出書類	備考
退会給付金	特別退職給付金	一般掛金（給料月額 \times 10/1000〔平成16年3月までの納付分〕）の総額相当額から、家族療養費給付額（平成10年8月～平成16年3月受診分）と、受給したりフレッシュ厚生計画事業附加金を控除した額の90%相当額	互退会給付金請求書	45歳以上の組合員で、引き続き退職医療制度に加入される場合は、「退会給付金」をその制度加入に必要な「基準掛金」に充当させていただきます。 （「第2 退職後の互助制度」「3 加入の手続」にて説明します。）
	特別返還金	退職医療掛金（給料月額 \times 2/1000〔互助組合加入期間の納付分〕）の総額相当額		
	生涯福祉給付金	生涯福祉掛金（給料月額 \times 2/1000〔互助組合加入期間の納付分〕）の総額相当額		

1 退職時の給付金の請求手続き です。

互助組合員であった方が退職されたときは、「退会給付金」を給付しますので、退職後に再度任用される方を含めて、請求してください。

この退会給付金は、互助組合加入時から退会されるまで納入していただいた掛金の総額から一部を控除したものです。内訳は表にあるとおり「特別退職給付金」「特別返還金」「生涯福祉給付金」の3種類です。

ちなみにその給付額は、加入年数や掛金額により個人差があります。

また、途中で県から市町などに異動されて、一旦互助組合を退会された方は、その都度退会給付金を給付しておりますので、御承知ください。

ただし、「給与の支給が県費負担の臨時的任用職員、任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員、非常勤職員の方」及び「給与の支給が市町費負担で、公立学校共済組合員証番号の1桁目がL又はQの方」は、退会給付金に関係する掛金を徴収していないため、提出不要です。

トップページ > 様式ダウンロード集

様式ダウンロード集

事業等（現職者）

広島県教育職員互助組合の「様式」がダウンロードできます。各種様式は、印刷に便利なPDFファイルになっています。ご自由にダウンロードし、印刷してお使いください。
 ※ 印刷する用紙サイズは、すべて <A4縦> としてください。

事業等（退職者）

PDFファイルを開くにはAcrobatReaderが必要となります。
 お持ちでない方は【Get Adobe Acrobat Reader】よりダウンロードを行ってください。

運営規則等

→ 様式の項目 ※ 該当の項目をクリックしてください。



退職者関係様式

加入等 関係様式、 給付事業 関係様式、 福祉事業 関係様式、 貸付事

退職等 関係様式

クリック

退職等 関係様式 **ここをクリックすると様式がダウンロードできます。**

様 式 名	様式 (PDF)	記入例
退会給付金請求書		

- 「退会給付金請求書」の裏面に請求者本人名義の通帳のコピーを糊付け
- 4月30日までに提出→5月送金（それ以降も毎月受付けております）
- ※ 市町費の方は、給与支払機関から退職の情報を得るまでに時間がかかるため、送金日が後ろ倒しになる可能性があります。

次に、退会給付金は、互助組合のホームページから「退会給付金請求書」をダウンロードし、記入例に沿って記入し、裏面に請求者本人名義の通帳のコピーを糊付けして御提出ください。

また、皆様にはお願いですが、例年、提出したかどうか分からないという問い合わせが多くあります。コピーを残すなどしていただくことをお勧めします。

互 退会給付金請求書

様式

(互) 退会給付金請求書

組合員名		年齢		所属校	
所属組合員番号		所属コード			
退会理由 <input type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 退会(異動先) <input type="checkbox"/> 退会(他校) <input type="checkbox"/> その他(理由)	退職年月日 (異動年月日)	年齢	年	月	日
受取口座 銀行 支店 口座番号 口座名義	本姓 氏名 住所 郵便番号	※必ず、請求者ご本人名義の口座を記入してください。 ※通帳(受取口座)のコピーを裏面に貼付してください。			
特別退職給付金、特別退会金及び生活福祉給付金を請求します。 なお、退職後専従会員となる場合に限り、この請求書も基準請求書に充当することを承認します。 令和 年 月 日 一般財団法人広島県教育職員互済組合理事長 様 請求書 在 頁 (¥ -) ○印行 氏 名 _____ (印刷:) 電話番号 () - _____					

※ 当互済組合の組合員で退会の承認が必要者の任用期間に定めのある方(臨時任用職員、任期付職員、再任用職員及び会計年度任用職員)は、退会給付金に係る請求を提出していませんので、該当しません。
 ※ 当互済組合の組合員で退会の承認が不要者の臨時退職職員(公立学校長退任職員番号の1桁目が1及びその方)は、退会給付金に係る請求を提出していませんので、該当しません。

記入例

(互) 退会給付金請求書

組合員名	互助 太郎	年齢	所属校	広島小学校	
所属組合員番号	0 5 4 3 2 1	所属コード	1 2 3 4 5		
退会理由 <input checked="" type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 退会(異動先) <input type="checkbox"/> 退会(他校) <input type="checkbox"/> その他(理由)	退職年月日 (異動年月日)	年齢	年	月	日
受取口座 銀行 支店 口座番号 口座名義	本姓 氏名 住所 郵便番号	※必ず、請求者ご本人名義の口座を記入してください。 ※通帳(受取口座)のコピーを裏面に貼付してください。			
特別退職給付金、特別退会金及び生活福祉給付金を請求します。 なお、退職後専従会員となる場合に限り、この請求書も基準請求書に充当することを承認します。 令和 5 年 3 月 31 日 一般財団法人広島県教育職員互済組合理事長 様 請求書 在 頁 (¥ 765 - 4321) 広島市中央区互助町1丁目2-3 ○印行 氏 名 互助 太郎 (印刷: 本人) 電話番号 (082) 123 - 4567					

※ 当互済組合の組合員で退会の承認が必要者の任用期間に定めのある方(臨時任用職員、任期付職員、再任用職員及び会計年度任用職員)は、退会給付金に係る請求を提出していませんので、該当しません。
 ※ 当互済組合の組合員で退会の承認が不要者の臨時退職職員(公立学校長退任職員番号の1桁目が1及びその方)は、退会給付金に係る請求を提出していませんので、該当しません。

+ 請求者本人名義の通帳のコピー

互助組合へ提出

- ※ 5月末に送金決定通知書を郵送しますので5月末にお住まいの住所を記入してください。
- ※ 退職時と氏名が変更している場合は、氏名が変わったことが確認できるもの(運転免許証等)のコピーを添付してください。
- ※ 受取口座は振込手数料の都合上、広島銀行の指定に御協力ください。

こちらの様式に受取口座の通帳のコピーを糊付けして提出してください。

2 給付金の受取口座についてのお願い

令和6年9月末日までは、現在御利用中の登録口座の解約や名義変更をしないようにお願いします。

医療給付金等が、退職日の4～5か月後に振り込まれることがあります。

7

次に 2 給付金の受取口座については、令和6年9月末日までは現在御利用中の登録口座の解約や名義変更をしないようにお願いします。

3 貸付金の未償還金の取扱いについて

互助組合の貸付金に未償還元金がある場合

退職手当から未償還元利金相当額（未償還元金＋経過利息）を控除します。

退職手当から控除しても不足金が生じる場合

退職手当が県から支給されない場合

指定の期日までに指定する口座へ償還金を振り込んでください(市町等により異なります)。
※互助組合から3月に通知を送付します。

- 1 貸付金の未償還金の取扱いについてですが、退職時に未償還金がある場合は、広島県から支給される退職手当から控除されます。
控除してもなお残金がある場合や、退職手当が県から支給されない方については、振込についての依頼文を別途送付しますので、指定の期日までに振り込んでください。

退職前に貸付金の一括償還を行う場合

1月末までに「**貸付金一括償還申出書**」を提出してください。

様式は、互助組合のホームページからダウンロードして御使用ください。

The screenshot shows the website of the Hiroshima Education Workers Mutual Aid Association. A red box highlights the '互助組合HP' (Mutual Aid Association HP) link. Another red box highlights the '貸付事業 関係様式' (Loan Business Related Forms) section in the table. A red arrow points from the '貸付事業 関係様式' link in the table to the '貸付事業 関係様式' link in the list of forms. A red circle highlights the 'ダウンロード' (Download) button in the table. A red box highlights the text 'ここをクリックすると様式がダウンロードできます。' (Click here to download the form).

TEL : 082-228-1386
FAX : 082-228-1398
E-mail : hiroshima-kyoiku@gojo.or.jp

様式名	様式 (PDF)	記入例
資金貸付申込書	ダウンロード	ダウンロード
貸付金一括償還申出書	ダウンロード	ダウンロード
償還通予申出書	ダウンロード	ダウンロード

※ 育児休業を承認された組合員に限る。

ここをクリックすると様式がダウンロードできます。

退職前に一括償還を希望の方については、1月末までに「一括償還申出書」を提出してください。

様式は、互助組合ホームページからダウンロードしてください。

⑤貸付金一括償還申出書

様式

⑤ 貸付金一括償還申出書

組合員番号		種別		貸付番号		貸付年月日		申込金額	
〇年〇月〇日		コード		〇〇〇〇		〇〇年〇月〇日		〇〇〇〇〇〇円	
組合員氏名		種別		貸付番号		貸付年月日		申込金額	
〇〇〇〇〇〇		コード		〇〇〇〇		〇〇年〇月〇日		〇〇〇〇〇〇円	
貸付種類 (〇年〇月〇日)		種別 コード		貸付番号		貸付年月日		申込金額 (当初貸付額)	
一般・結婚 進学・住宅 療養・特別		〇〇		〇〇〇〇		〇〇年〇月〇日		〇〇〇〇〇〇円	
一般財団法人広島県教育職員互助組合運営規則第37条第3項に基づき、借受中の貸付金を一括償還したいので申し出ます。 令和 〇 年 〇 月 〇 日 一般財団法人広島県教育職員互助組合理事長 様									
所属先		(TEL)							
現住所									
職氏名		〇							

【申出書の締切日及び振込期限】

申出書の締切日	当組合から申出者へ 振込依頼書の送付	振込期限
毎月末	翌月15日頃	振込依頼書送付月の 下旬 (振込依頼書は届いていません。)

※ 振込期限を過ぎると金額が変わりますので、振り込まないでください。

1月末までに互助組合へ提出

記入例

⑤ 貸付金一括償還申出書

組合員番号		種別		貸付番号		貸付年月日		申込金額	
4 5 4 3 2 1		互助 太郎		〇〇〇〇		令和5年4月19日		200 万円	
組合員氏名		種別		貸付番号		貸付年月日		申込金額	
〇〇〇〇〇〇		コード		〇〇〇〇		〇〇年〇月〇日		〇〇〇〇〇〇円	
貸付種類 (〇年〇月〇日)		種別 コード		貸付番号		貸付年月日		申込金額 (当初貸付額)	
一般・結婚 進学・住宅 療養・特別		〇〇		〇〇〇〇		令和5年4月19日		200 万円	
一般財団法人広島県教育職員互助組合運営規則第37条第3項に基づき、借受中の貸付金を一括償還したいので申し出ます。 令和 5 年 10 月 2 日 一般財団法人広島県教育職員互助組合理事長 様									
所属先		広島小学校 (TEL) 082-111-2222							
現住所		広島市中区正助町1丁目2-2							
職氏名		教諭 互助 太郎 (印)							

【申出書の締切日及び振込期限】

申出書の締切日	当組合から申出者へ 振込依頼書の送付	振込期限
毎月末	翌月15日頃	振込依頼書送付月の 下旬 (振込依頼書は届いていません。)

※ 振込期限を過ぎると金額が変わりますので、振り込まないでください。

こちらの様式を記入例により作成して、提出してください。

第2 退職後の互助制度



一般財団法人広島県教育職員互助組合

「退職後の互助制度」について説明します。

退職医療制度

医療給付を中心とした給付事業

療養補助金、慶祝金、死亡弔慰金

人間ドック助成などの福祉事業

1日人間ドック助成、入院助成金、広報誌健康記念



退職後の生活をサポート

※ 希望者のみ

※ 公的な医療保険制度ではないため、**どの医療保険制度に入られても利用可能です。**

※ 組合員の減少及び超低金利の長期化に伴い、退職医療制度の財政運営は厳しい状況です。

本年度財政健全化を図るため、事業等の見直しを検討しており、今後事業の見直しを行った場合、事業内容を変更することがあります。

12

互助組合では、退職された方を対象に「退職医療制度」という、退職後の医療費の自己負担額を軽減する事業や、人間ドックの助成事業など、皆様の退職後の生活をサポートする制度を設けています。

これは、希望者のみ加入していただく、組合員の相互扶助による終身組合員制度です。

退職後にどの健康保険制度に加入されていても加入できる制度です。

なお、組合員の減少及び超低金利の長期化に伴い、退職医療制度の財政運営は厳しい状況です。

本年度財政健全化を図るため、事業等の見直しを検討しており、今後事業の見直しを行った場合、事業内容を変更することがあります。

1 退職医療組合員への加入及び利用方法

(1) 加入資格：互助組合員で退職日の翌日（組合員の資格を喪失する日）の年齢が満45歳以上である人

(2) 加入日：退職日の翌日

(3) 利用期間：**終身** ※「療養補助金」は70歳に達する会計年度末までの受診等が対象となります。

※中途退会はできません。

(4) 給付方法：給付事業及び福祉事業の「入院助成金」は各請求書による**請求払い**
時効

(5) 請求期間：請求の有効期間は**3年間**です。

13

それでは1 退職医療組合員への加入 についてです。

加入資格は互助組合員のうち、退職日の翌日の年齢が満45歳以上の方で、
(2) 加入日は退職の翌日となります。

(3) の利用期間は、療養補助金を除き、終身御利用いただけます。中途退会はできません。

(4) 給付方法は、請求書による請求払いとなり、現職中の医療給付のような自動給付ではありませんので御注意ください。

(5) の請求期間いわゆる時効は、事由の発生から3年間です。

2 事業内容 事業一覧表

事業名	事由	内容	利用期間
給付事業	療養補助金	医療費総額の2割を給付します。(保険適用分) ※ 医療機関ごとに月最高限度額 63,600 円まで ※ 公的な医療費助成の支給により、自己負担額が保険適用分に係る総医療費の2割未満の場合は、自己負担額を限度として給付します。 ※ 保険適用外の診療費は、給付対象外です。 [請求払]	終身
	慶祝金	組合員が70歳以上の長寿年齢に達したとき ・70歳(古稀)：10,000円 ・77歳(喜寿)：20,000円 ・80歳(傘寿)：30,000円 ・88歳(米寿)：50,000円 ・90歳(卒寿)：50,000円 ・99歳(白寿)：50,000円 [互助組合からの通知による請求払]	
	死亡弔慰金	組合員が死亡したとき遺族に支給 加入期間(10区分)に応じて20,000円～200,000円 (加入期間が9年以上の死亡弔慰金は一律20,000円) [請求払]	
福祉事業	1日人間ドック助成	県内18健診機関(1,400人) 1人12,000円を補助 (通常健診料30,000円～40,000円)	該当者
	広報紙	「互助だより」発行 全組合員に配付(年2回発行) (事業の案内、募集等をお知らせします。)	
	健康記念	70歳の年度末まで療養補助金を受給していない組合員 30,000円を給付 [互助組合から通知します]	

※ 事業内容は、令和7年4月以降、一部変更します。

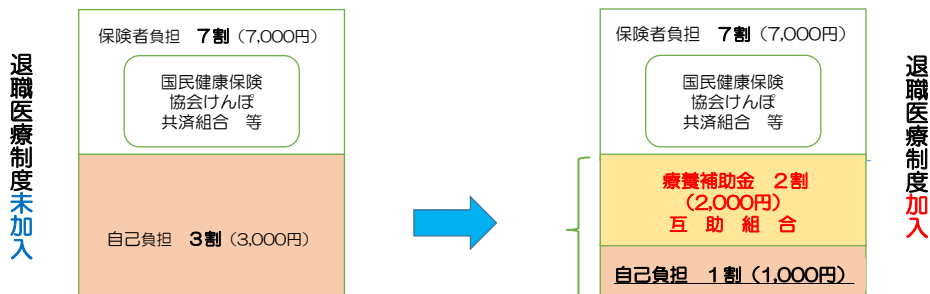
14

では、事業内容を説明します。
 これは令和5年度実施状況ですが、今後、事業の一部を変更することがありますので御承知ください。
 それでは詳しくみていきます。

⑤退職医療制度 給付事業

事業名	事由	内容	利用期間
給付事業 療養補助金	組合員が保健医療機関等(保険薬局を含む。)で受診したとき	<p>医療費総額の2割を給付します。(保険適用分)</p> <p>※ 医療機関ごとに月最高限度額 63,600 円まで</p> <p>※ 公的な医療費助成の受給により、自己負担額が保険適用分に係る総医療費の2割未満の場合は、自己負担額を限度として給付します。</p> <p>※ 保険適用外の診療費は、給付対象外です。 [請求払]</p>	満70歳に達する会計年度末までの受診等

1 ヶ月一医療機関での医療費総額が10,000円自己負担割合が3割の場合



15

この制度の中心となるのは「療養補助金」です。

療養補助金は組合員が病院・薬局などの保険医療機関等で受診したり、入院をした時に医療費総額の2割を70歳に達した年度末まで給付します。

例えば、1 ヶ月一医療機関での医療費の総額が10,000円の場合、通常の自己負担額は3割の3,000円となりますが、退職医療制度に加入されていると10,000円の2割。つまり、2,000円分は療養補助金として互助組合から給付がありますので、実質的に1割の1,000円の自己負担で済みます。

退職後に医療費の助成が受けられるのは、退職医療制度だけです。

⑤退職医療制度 給付事業

事業名	事由	内容	利用期間
給付事業	慶祝金	組合員が70歳以上の長寿年齢に達したとき ・70歳(古稀)：10,000円 ・77歳(喜寿)：20,000円 ・80歳(傘寿)：30,000円 ・88歳(米寿)：50,000円 ・90歳(卒寿)：50,000円 ・99歳(白寿)：50,000円 [互助組合からの通知による請求払]	終身
	死亡弔意金	組合員が死亡したとき、遺族に支給 加入期間(10区分)に応じて20,000円～200,000円 (加入期間が9年以上の死亡弔慰金は一律20,000円) [請求払]	

※ 事業内容は、令和7年4月以降、一部変更します。

16

次に、慶祝金です。組合員の方が該当の長寿年齢に達したとき1万円から5万円を給付します。

次に、死亡弔意金は退職医療組合員が死亡した場合、加入期間に応じて2万円から20万円を御遺族の方に給付します。

⑤退職医療制度 福祉事業

事業名	事由	内容	利用期間
福祉事業	1日人間ドック助成	<p>県内18健診機関（1,400人）</p> <p>1人 12,000円 を補助 (通常健診料 30,000 円～40,000 円) 【契約健診機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島市7ヶ所 ・廿日市市1ヶ所 ・三原市1ヶ所 ・福山市2ヶ所 ・東広島市2ヶ所 ・呉市1ヶ所 ・尾道市1ヶ所 ・三次市2ヶ所 ・庄原市1ヶ所 	終身
	入院助成金	<p>1回の入院期間 7日以上入院した場合</p> <p>1日 1,000円 ※1年度最高60日間 60,000円まで [請求払]</p>	
	広報紙	<p>「互助だより」発行</p> <p>全組合員に配付(年2回発行) (事業の案内、募集等をお知らせします。)</p>	
	健康記念	<p>70歳の年度末まで療養補助金を受給していない組合員</p> <p>30,000円を給付 [互助組合から通知します]</p>	該当者

17

次に、1日人間ドック助成は、互助組合と契約をしている県内の健診機関で受診していただきますと、1人当たり12,000円を定額補助します。これは毎年受診でき、人間ドックの健診料金の自己負担額を約3分の2以下に抑えることができます。

次に、入院助成金は、1回の入院期間が7日以上の場合、日額1,000円を1年度ごとに最高60日分60,000円を助成します。

その他広報紙「互助だより」を年に2回発行・配付しています。

3 加入の手続

加入を希望される方は、次のとおり申し出をし、基準掛金を納入してください。

(1) 加入申込

退職日の翌日から起算して**30日以内**(令和5年度末退職の場合、令和6年4月30日(火)必着)に「**⑤退職医療組合員申出書**」を提出してください。

様式は、互助組合のホームページからダウンロードして御使用ください。

ア 期限後の加入はできません。

イ 退職時のみ加入できます。

ウ **加入を希望される方は、「⑥退会給付金請求書」と同時に提出してください。**

(退会給付の該当者でない場合は、「⑤退職医療組合員申出書」のみの提出。)

様式ダウンロード集

様式の項目 ※ 該当の項目をクリックしてください。

現職組合員用様式集
加入等 関係様式, 給付事業 関係様式, 福祉事業 関係様式, 貸付事業 関係様式,
退職等 関係様式

事務様式集
互助組合事務に使用する様式

退職組合員用様式集
加入・変更等の手続書, 退職医療給付 関係様式

互助組合HP

退職組合員用 様式集

広島教育職員互助組合 退職医療組合員向けの「様式」がダウンロードできます。

加入・変更等に関する様式 **ここをクリックすると様式がダウンロードできます。**

様式名	PDF	記入書
退職医療 組合員申出書		
退職医療 変更届		

19

それでは続きまして、加入の手続きについて説明します。

加入申込方法は、退職日の翌日から起算して30日以内に「退職医療組合員申出書」を先ほど説明しました「退会給付金請求書」と併せて提出してください。

様式は互助組合のホームページからダウンロードしてください。

3 加入の手続

(2) 基準掛金の納入

年齢（退職日の翌日の満年齢）に応じた基準掛金額を**加入時に一括納入**してください。

基準掛金額表（令和5年度）

年齢(歳)	基準掛金額(円)	年齢(歳)	基準掛金額(円)	年齢(歳)	基準掛金額(円)
45	1,731,000	54	1,057,000	63	497,000
46	1,656,000	55	983,000	64	442,000
47	1,584,000	56	917,000	65	389,000
48	1,514,000	57	853,000	66	328,000
49	1,447,000	58	791,000	67	269,000
50	1,382,000	59	732,000	68	212,000
51	1,297,000	60	675,000	69	156,000
52	1,214,000	61	614,000		
53	1,134,000	62	554,000		

(注) この基準掛金は確定申告の際の社会保険料控除の対象外です。

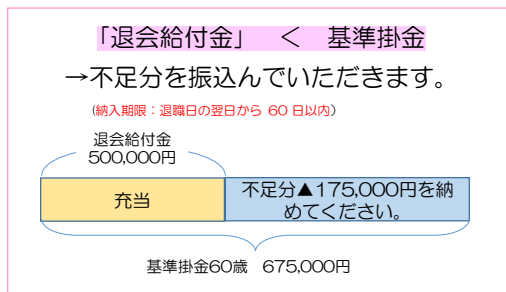
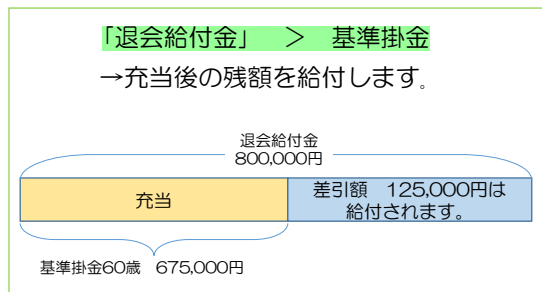
21

加入に必要な掛金（基準掛金）は、退職日の翌日の満年齢に該当する掛金額とし、退職日の翌日から60日以内に加入時に一括納入していただきます。こちらの基準掛金額表を参考にしてください。

3 加入の手続

(2) 基準掛金の納入方法

基準掛金は、「退会給付金」を充当します。 ※退会給付金額は加入年数や掛金額により個人差があります。



この基準掛金額は相互扶助を基本理念として各種事業の財源としております。
したがって、**加入後の脱退及び基準掛金の還付はできませんので御承知ください。**

○加入者には5月中旬に関係書類送付

22

基準掛金は、退会給付金を充当することになっております。

左の図のように退会給付金が基準掛金額を上回る場合は、充当後の残額を給付します。

右の図のように退会給付金が基準掛金額を下回る場合は、不足分を指定の口座に振込んでいただきます。

なお、この制度は、加入後の脱退等による基準掛金の還付はできませんので御了承ください。

加入者には関係書類を5月中旬以降に郵送する予定です。

第3 退職後に有期職員

(再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、非常勤職員)
となられる方の互助組合の加入等

ケース① 退職後に有期職員となり、公立学校共済組合の保険証を再取得する場合 → P24~27

ケース② 退職後に有期職員となり、公立学校共済組合以外の保険証を取得する場合

ケース③ 退職後に給与の支給が広島市費で「再任用（フルタイム）職員以外の有期職員」
として採用される場合 } P28



一般財団法人広島県教育職員互助組合

退職後に再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、非常勤職員となられる方の互助組合の加入等について説明します。

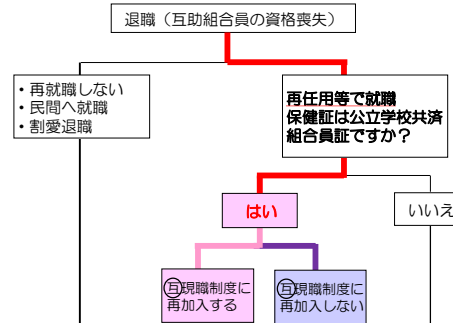
ケース①

退職後に有期職員となり、公立学校共済組合の保険証を再取得する場合

有期職員…再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員
会計年度任用職員、非常勤職員

重複加入はできません。

現職制度へ 再加入について	<p>希望により再加入できます。 加入希望者は、任用開始から 20日以内 (必着) に加入申込書を提出してください。</p> <p>任用形態が変更された時や退職した時に「退職医療制度」に加入することができます。</p>
退職医療制度に ついて	<p>①現職制度への再加入を希望しない場合に加入 できます。 ②現職制度へ加入する場合は、任期満了後に加入 できます。</p> <p>加入希望者は、退職日の翌日から起算して、 30日以内に「⑤退職医療組合員申出書」を 提出してください。</p>



提出書類	再就職しない ・民間へ就職 ・割愛退職	はい ④現職制度に 再加入する	はい ⑤現職制度に 再加入しない	いいえ
④退会給付金 請求書	全員 ※一部不要	全員 ※一部不要	全員 ※一部不要	全員 ※一部不要
⑤退職医療組合員 申出書 (退職医療制度)	希望者	×	希望者	希望者
⑤加入申込書 (現職制度)	×	○	×	×

※ 「④退会給付金請求書」の提出不要者は、退職前に「異費の臨時的任用職員、任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員、非常勤職員」及び「市町費で、組合員証番号の1桁目がL及びQの方」だった方です。これらの方以外は、提出が必要です。

まず、任用期間に定めのある職員のうち、公立学校共済組合広島支部の組合員資格を取得した職員の方は、希望により現職制度へ再加入できます。

現職制度と退職医療制度の重複加入はできませんので、希望者は御注意ください。

加入を希望される方は、必ず任用開始から20日以内に加入申込書を提出してください。

注意事項

- 現職制度と退職医療制度の重複加入はできません。
- 現職制度に加入を希望する方は、必ず任用開始から20日以内（必着）に「加入申込書」を提出してください。 →詳細は次のスライドから説明
- 退職医療制度に加入を希望する方は、退職後30日以内（必着）に「退職医療組合員申出書」を提出してください。 →P19に記載

25

繰り返しになりますが、現職制度と退職医療制度の重複加入はできません。
現職制度に加入を希望する方は、必ず「任用開始から20日以内」に「加入申込書」を提出してください。

現職制度 加入希望者は、任用開始から **20日以内（必着）** に「加入申込書」を提出してください。
 様式は、互助組合のホームページからダウンロードして御使用ください。

TEL : 082-228-1386
 FAX : 082-228-1398
 E-mail : hiroshima-kyokui@jgo.or.jp

トップページ 互助組合について 事業 **様式ダウンロード集** 広報誌 よくあるご質問

トップページ > 様式ダウンロード集

様式ダウンロード集

事業等（現職者）
 広島県教育職員互助組合の「様式」がダウンロードできます。各種様式は、印刷に便利なPDFファイルになっています。ご自由にダウンロードし、印刷してお使いください。
 ※ 印刷する用紙サイズは、すべて <A4縦> としてください。

事業等（退職者）
 PDFファイルを開くにはAcrobatReaderが必要となります。お持ちでない方は【Get Adobe Acrobat Reader】よりダウンロードを行ってください。

様式の項目 ※ 該当の項目をクリックしてください。

互助組合加入申込書 クリック

加入等 関係様式、現職者 関係様式、福祉事業 関係様式、貸付事業 関係様式、退職等 関係様式

運営規則等

任用形態によって互加入申込書を使い分けてください。

加入等 関係様式
 (職員職員)
 加入の滞りの手続きはこちらを御利用ください。

様式名	様式 (PDF)	記入例
互助組合加入申込書		
※ 広島市費職員及び一部市町費職員の新規加入はできません。		
互助組合加入申込書		
(任期付職員、臨時的使用職員、再任用(フルタイム)職員等有期職員用)		
※ 広島市費職員及び一部市町費職員の新規加入はできません。(現職加入者が再任用職員になった場合を除く。)		
互助組合加入申込書		
(短時間勤務会計年度任用職員用)		
※ 広島市費職員及び一部市町費職員の新規加入はできません。		

様式は、互助組合ホームページからダウンロードしてください。
 有期職員用と短時間会計年度任用職員用の様式がありますので、御自身の任用形態に合った様式を使用してください。

⑤加入申込書

（組合員規則第3条関係）

様式

⑤加入申込書

任期付職員
臨時付職員
再任用(2/3/4)
等、有期職員

組合員氏名		所属名	
共通組合員証番号		所属コード	
現任所			
加入年月日 (共通組合員資格 取得年月日)	令和 年 月 日	任用種別	
先年月日	S・H 年 月 日	1 任期付職員 2 臨時付職員 3 再任用フルタイム職員 4 その他 ()	
上記のとおり、一般財団法人広島県教育職員互助組合への加入を申し込みます。 一般財団法人広島県教育職員互助組合理事長 様 令和 年 月 日			
職名 氏名			
上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。 令和 年 月 日			
所属長 職名 氏名			

注1 届出期限：加入年月日（共通組合員資格取得日）から起算して20日以内（必着）
注2 貸付事業及びフレッシュ給付金は対象外となります。
注3 退職調整制度加入者は、加入できません。

御自身の任用形態に合った
請求書を選んでください。

⑤加入申込書

又は

アキボシ 組合員氏名		所属名	
共通組合員証番号		所属コード	
現任所			
加入年月日 (共通組合員資格 取得年月日)	令和 年 月 日	任用(名称)期間等	
先年月日	S・H 年 月 日	今般 ~ 令和 年 月 日 由に自由な場合がある場合 ・所属名 () ・期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
上記のとおり、一般財団法人広島県教育職員互助組合への加入を申し込みます。 一般財団法人広島県教育職員互助組合理事長 様 令和 年 月 日			
職名 氏名			
上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。 令和 年 月 日			
所属長 職名 氏名			

注1 この加入申込書は、公立学校共済組合広島支部（以下「共済組合」といふ。）に提出する「組合員資格取得（継続）届書」、「被扶養者申告書」を提出する所属に提出してください。
注2 届出期限は、加入年月日（共通組合員資格取得日）から起算して20日以内（必着）に所属長経由で互助組合に提出してください。
注3 当互助組合の退職調整制度の組合員は加入できません。

（組合員規則第3条関係）

記入例

⑤加入申込書

任期付職員
臨時付職員
再任用(2/3/4)
等、有期職員

ふたがな 組合員氏名		ごじょ 氏名 互助 太郎		所属名		広島小学校	
共通組合員証番号		5 4 3 2 1 K		所属コード		1 2 3 4 5	
現任所							
加入年月日 (共通組合員資格 取得年月日)	令和 5 年 4 月 1 日		任用種別				
先年月日	令和 5 年 4 月 1 日		1 任期付職員 2 臨時付職員 3 再任用フルタイム職員 4 その他 ()				
上記のとおり、一般財団法人広島県教育職員互助組合への加入を申し込みます。 一般財団法人広島県教育職員互助組合理事長 様 令和 5 年 4 月 5 日							
職名 氏名 教諭 互助 太郎							
上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。 令和 5 年 4 月 7 日							
所属長 職名 氏名 校長 広島 敏子							

注1 届出期限：加入年月日（共通組合員資格取得日）から起算して20日以内（必着）
注2 貸付事業及びフレッシュ給付金は対象外となります。
注3 退職調整制度加入者は、加入できません。

任用開始から **20日以内**に互助組合へ所属を通して提出

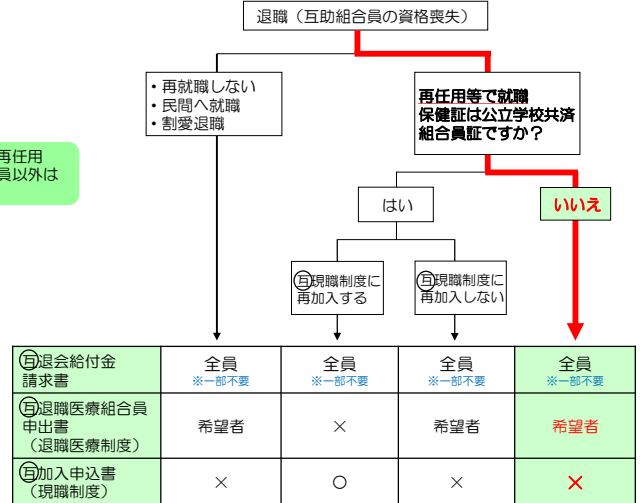
提出書類は、左か中央の申込書になります。所属を通して20日以内に提出してください。

ケース② 退職後に有期職員となり、公立学校共済組合以外の保険証を取得する場合

ケース③ 退職後に給与の支給が広島市費で「再任用（フルタイム）職員以外の有期職員」
として採用される場合

有期職員…再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員
会計年度任用職員、非常勤職員

現職制度へ 再加入について	再加入できません。	広島市費の方は、再任用 (フルタイム)職員以外は 加入できません。
退職医療制度に ついて	加入できます。	
加入希望者は、退職日の翌日から起算して30日以内に「㊦退職医療組合員申出書」を提出してください。		

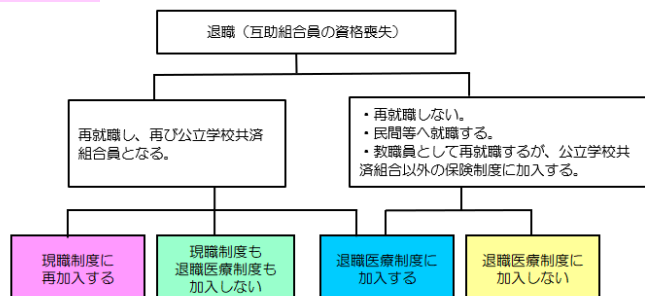


※ 「㊥退会給付金請求書」の提出不要者は、退職前に「県費の臨時的任用職員、任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員、非常勤職員」及び「市町費で、組合員証番号の1桁目がL及びQの方」だった方です。これらの方以外は、提出が必要です。

一方で、公立学校共済組合広島支部の組合員資格がない方は、再加入できません。

また、広島市費の方も再任用（フルタイム）職員以外は、現職制度へ加入できません。

P24及びP28の詳細版



不明点について
 ○互助組合ホームページ
 「よくある質問」を御確認ください。
 ○互助組合の連絡先
 082-228-1386

【提出書類】

⑤ 退会給付金請求書	○	○	○	○	1月以降受付中 「県費の随時的任用職員、任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員、非常勤職員」及び「市町費で、組合員証番号の1桁目がL及びQの方」は提出不要
⑤ 退職医療組合員申出書	×	×	○	×	希望者のみ 退職後30日以内 必着 退会給付金請求書とセット
加入申込書 (現職制度) 有期職員用又は非常勤用	○	×	×	×	希望者のみ 採用後20日以内 必着

**提出期限 要確認！
重複加入不可！**

※ 退職医療制度に加入できるのは、退職日の翌日の年齢が満45歳以上の方のみです。

以上が互助組合の手続きの説明になりますが、毎年退職組合員の方から多くある質問について、互助組合ホームページの「よくある質問」にも載せておりますので御参照ください。

また、御不明なことがありましたら、互助組合までお問合せください。以上で、互助組合の説明を終わります。ありがとうございました。